

船舶事故調査報告書

平成28年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	平成27年12月17日 20時00分ごろ
発生場所	和歌山県 ^{たいじ とうみょう} 太地町燈明埼北東方沖 那智勝浦鯉島灯台から真方位137° 1,070m付近 (概位 北緯33° 35.9′ 東経135° 58.2′)
事故の概要	漁船第二十一 ^{ゆうじん} 勇仁丸は、北西進中、定置網に進入して定置網の箱網を破損した。
事故調査の経過	平成28年5月10日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第二十一勇仁丸、17トン K02-2517（漁船登録番号）、株式会社馬詰造船所 第282-15981号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 箱網に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.0m
事故の経過	<p>本船は、和歌山県潮岬南方沖の漁場で操業を終え、水揚げをする目的で和歌山県那智勝浦町那智勝浦港に向かった。</p> <p>本船は、燈明埼北東方沖を約7ノットの対地速力で北西進中、船長が、船首方に定置網の位置を示す灯浮標を認め、機関を後進にかけたものの、同定置網に進入した。</p> <p>船長は、燈明埼北東方沖に定置網が設置されていることを知っていた。</p> <p>船長は、前回の帰航時と同様にGPSプロッターに変針地点を入力し、自動操舵装置を航法モードにしていたので、前回の帰航時と同じ針路線で変針地点まで航行するものと思っていた。</p> <p>船長は、本事故後、設定した変針地点への針路線が定置網寄りであったことを知った。</p>
分析	本船は、船長が、前回の帰航時と同じ針路線で航行しているものと思い、船位の確認を行わなかったことから、燈明埼北東方沖の定置網に向けて航行し、同定置網に進入したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、前回の帰航時と同じ針路線で航行しているものと思い、船位の確認を行わなかったため、燈明埼北東方沖の定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。

参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 航行中は、船位の確認を適切に行うこと。
-----------	--